

近江商人の創業期の軌跡

——初代正野玄三の場合——

本 村 希 代

目 次

はじめに

第一章 独立行商期

第二章 製薬業への転換

第三章 家訓の制定

おわりに

はじめに

熱病ねつびやう○感冒はやりかぜ○吐瀉はきくだし○魚鳥食中毒なまものじくあたり○心臓病しんざうびやう○腹痛はらいた○胃腸病ゐちやうびやう○眩暈めまひ○昏倒たぢくらみ○流行病はやりやまひ○下痢げり○産さんの前後等あととさき

これは蒲生郡日野町村井の製薬業、正野玄三家において代々調査されてきた「万病感心丸」の効能書である。「万病感心丸」はそもそも「神農感心丸」と称されていたが、効能書の通りまさに諸病に特効ありとして世に広く用いら

近江商人の創業期の軌跡（本村希代）

れ、次第に「万病」の二字を付して呼ばれるようになった名薬である⁽¹⁾。

また日野は近江商人発祥地の一つとして知られる。彼らが行商で持ち下った商品の一つに合葉が存在するが、日野における合葉の基礎は、この正野玄三の初代により築かれたとされる。初代玄三が元禄年間に日野で製葉業を開始して以降、それまで日野椀商を主としていた日野の近江商人達も、合葉の手軽さに注目し、売薬商への転換をはかっていった。そして売葉業の増加は、さらに日野における製葉業の増大をも促したという⁽²⁾。日野の売薬・製葉業は今日でも受け継がれている。昭和一八年(一九四三)に日野の製葉業者を統合して発足した日野薬品工業株式会社(旧近江日野製葉株式会社)では、「万病感心丸」を「正野万病感心丸」として今なお製造している⁽³⁾。

さて正野玄三家には、商業帳簿を主とする史料群が残されている。仮目録もすでに作成され、その数は約四三〇〇点に及ぶ。行商にはじまる創業期の近江商人の経済・経営活動については、史料が残りにくく、後世の史料や伝承に頼る部分が多いため、不明な点も多い⁽⁴⁾。初代玄三は三〇代半ばまで、行商により身を立って近江商人でもあるが、これらの史料からは、行商から製葉業へと転換、さらに子供達へ資産を譲渡するまでの、初代による正野玄三家の創業者をも明らかすることが可能である。正野玄三家の史料は、近江商人の創業期を知る上で貴重な史料と言えよう。

なお正野玄三家の史料を取り扱った先行研究としては、西川嘉男氏と脇田修氏の研究がある⁽⁵⁾。両氏とも、初代玄三が行商を展開する上で、新興商人として全国市場形成の一躍を担ったこと、また行商から製葉業へと転換した後は、特定商人との関係を深めながら、貸付業を盛んに行うようになったことを指摘されている。しかし両氏は正野玄三家の製葉業経営には言及せぬまま、これらを検証されている。そこで本稿では、初代正野玄三の生涯をたどりながら、製葉業経営もふまえ、近江商人の創業期について検証してみたい。また行商から製葉業へと転換する上で、玄三は家訓を制定している。この中で製葉業が家業として専一化される過程についても合わせて考える。

第一章 独立行商期

初代正野玄三は幼名を万四郎（延宝四年（一六七六）に源七、さらに元禄十一年（一六九八）剃髪により玄三と改める。なお本稿ではすべて玄三に統一した。）と言い、万治二年（一六五九）に正野家の三男として、源左衛門とシホの間に生まれ、正野家の祖は、日野で製茶業を営み、後奈良天皇へ茶を献上し、天文三年（一五三四）に正六位下となった玄友とされる。この玄友を正野家一世として、玄三の父源左衛門は正野家六世に相当した。しかし正野家二世宗徳・三世友斎・四世宗悦・五世丸右衛門の経歴についてはあまり判然としない。三世友斎までは毎年禁裏への献茶を行っていたが、四世宗悦は大坂で眼科医を営んでいたとい⁽⁶⁾う。

玄三がはじめて行商に出たのは一八歳の延宝四年である。そして二六歳の貞享元年（一六八四）より独立行商を開始した。この貞享元年より玄三は「毎年惣勘定仕上帳」の記載を開始し、その二丁表から二丁裏に新たに行商を始める玄三自身の誓いを記した。⁽⁷⁾

覚

一 丙辰^{延宝四年}之年^{ハシメ}方越後江下り始テ、寅^{ツマ}之年迄丸八年之間、外^{ソト}之商^ノト内^{ウチ}之職惣勘定忝ツニ致、身帯見立来候事

一 貞享元年子之年方商内別ニ仕やうにと被仰付、自分商に成申候、尤其時元金なしに取付申候事

一 他人者不及申ニ一門^{モン}兄弟内ニ而も、借り金ニ少も処在かましき事仕間敷候、随分かせきを情ニ入利足相済可申

事

一もと金ニ取付不申内ニ、万一破損・火事・盗人・掛捨・道中取落シ是等ニ而身におらせぬ損金仕、我か元手外へ廻り損金有之におゐてハ、其時方もはや手前之商内ヲやめ、一門之内か若者^{モシ}他人へ成とも手代ニ出、損金借金済シ切、一生奉公ニ而可暮事

一若元金ニ取付申候共不及百両ニ内ニ手代ヲか、私申間鋪事

一末々仕合能候而普請仕候共、居宅ニ付我か元金有高吟味仕、十分一之金子も多ク家普請ニ遣申間敷事

一毎年極月ニ惣勘定仕、元金之延へり様子見合、大切ニ商可仕事

右七ヶ條之趣、自心之相守少も相違無御座所如件

貞享元^甲子之年極月吉日

全七ヶ條からなるこの「覚」では、第一条と第二条に行商するにいたった経緯が記されている。玄三は延宝四年より越後方面へ行商に出ていたが、貞享元年に独立するように言い渡された。なお同年の越後長岡における頼母子講掛金について、六両のうち四両二分は「ひとつの商内仕候内ニ」掛けていた分なので次兄丸右衛門へ支払い、残りの一両二分は自らが掛け継ぐことになった分であると説明していることから、貞享元年以前は兄丸右衛門と共に行商を實施していたことがわかる。また玄三は元禄二年から長岡注文物を、弟「安兵衛卜相商」をはじめている。よって正野家では、越後方面を商圏としながら、行商のノウハウを兄弟の中で順々に伝授していたと考えられる。

そして「覚」は、資金調達に内容が及んでいる。第三条では、たとえ親類縁者からの借入金であっても甘えるようなことはせず、返済につとめるとし、第四条では多額の損金を出した場合、独立行商を廃止して、一生奉公人として働くことが決意されている。また玄三の独立への高いこころざしもうかがえる。第五条では元金が百両になるまでは

第1表 元金の推移

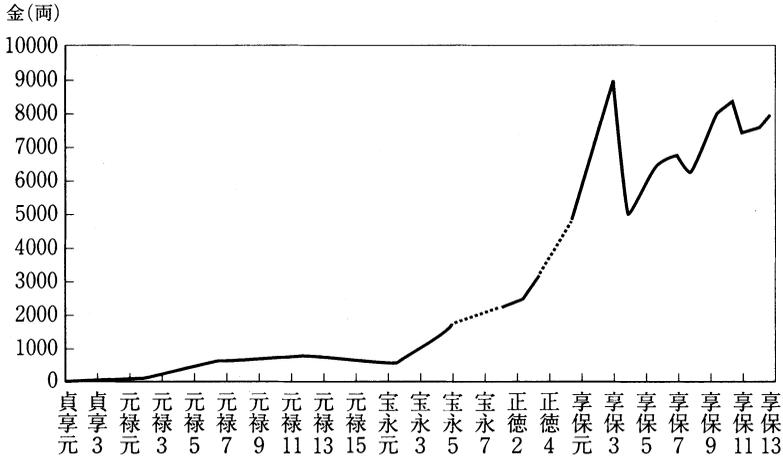
年	金(両.分)	銀(匁.分)
貞元	32.2	2.7
享2	83.2	10.0
享3	126.2	10.5
享4	118.1	10.5
元禄	139.0	7.7
元2	229.2	21.1
元3	309.3	
元4	448.1	
元5	530.2	
元6	593.1	
元7	613.0	
元8	615.2	
元9	678.2	
元10	720.3	
元11	733.1	
元12	722.0	
元13	693.2	
元14	694.2	
元15	652.3	
元16	640.0	
宝永	833.0	
宝2	1,198.0	
宝3	1,477.1	
宝4	1,944.1	
宝5	—	
宝6	—	
宝7	2,254.0	
宝正	2,441.1	
正2	3,132.0	
正3	—	
正4	4,903.1	
正5	6,126.0	
享元	7,551.0	
享2	8,896.0	
享3	5,042.0	
享4	5,634.0	
享5	6,527.0	
享6	6,755.0	
享7	6,400.0	
享8	7,180.0	
享9	7,900.0	
享10	8,271.0	
享11	7,430.0	
享12	7,580.0	
享13	8,119.0	

出典：「毎年惣勘定仕上帳」

- ・貞享2年は兄丸右衛門からの「御譲り金」20両を含む。
- ・宝永5・6年、正徳3年は惣勘定が実施されなかったため、元金の記載はない。
- ・享保4年からは正徳の改鑄に伴う新金銀通用令により、武蔵判で金換算が行われている。

手代を雇用しないこと、第六条では将来的に裕福になっても、元金の一〇%を越えてまでの家普請は行わないことがそれぞれ述べられている。そして第七条では、毎年一二月に惣勘定を行い、元金の増減を把握し、自らの経営動向を再確認することが掲げられている。つまりこの第七条に基づいて作成されたのが「毎年惣勘定仕上帳」である。

「毎年惣勘定仕上帳」の記載は、現金・在庫品・貸付金・売掛金などを合計した期末資本額から、借入金や買掛金といった期末負債額を差し引いた期末元金と、世帯入用やその年の特記事項から成り立つ。記載内容は年度によりばらつきがあり統一性に欠けるが、玄三の資産の概要は伝えてくれる。元金の推移を見ると、貞享元年に三二両二分・二匁七分であったものが、七〇歳となった享保一三年(七二八)には八一一九両となり、約二五〇倍の増加を見せている。また貞享・元禄期と宝永・享保期ではその上昇傾向に差があり、後者の方が格段に業績が上がっている(第1表・第1図)。

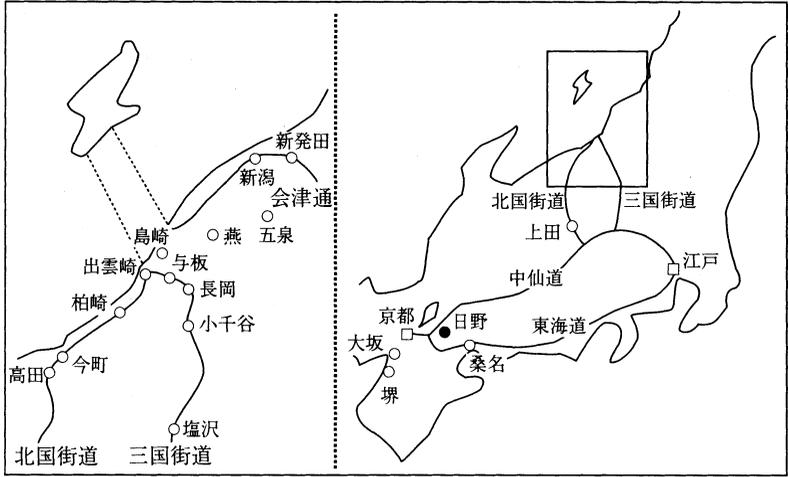


第1図 元金の推移

後者が製薬業への転換をはかった以後であることを考慮すると、玄三は行商期を助走期間として、製薬業により資産の蓄積を可能にしたと言えよう。

では玄三の行商について見てみよう。玄三は主に京都・大坂・堺で仕入れた木綿・古手類、衣料品を信州(上田)・越後(新発田・五泉・新潟・燕・島崎・今町・出雲崎・柏崎・高田・与板・長岡・小千谷・塩沢)方面で売り捌き、金引・縮のほか、たばこなどの商品作物を仕入れ、再び上方へ戻る行商を展開していた。⁽⁹⁾取引先の地名からも、玄三は中仙道を通じて北国街道と三國街道から越後へ出入していたと考えられる。また江戸や桑名でも取引があり、行商の範囲はかなりの大きかったことがわかる(第2図)。

しかし独立する時点で玄三は、古手類を中心に銀一七二匁八分に相当するわずかの元金を有するのみであった。経営規模を大きくするには、他人資本の導入が必要不可欠であった。資金調達については、玄三自身が「覚」の第三・四条で覚悟したとおりである。そこで行商期を他人資本(期末負債額)を中心にして見てみよう。ただし玄三の行商期は貞享元年から、医薬修業に入る前年の元禄五年までとする(第2表)。



第2図 玄三の行商展開

・今町については直江津今町と比定した。

第2表 行商期の期末資本・他人資本・元金

	期 末 資 本 額			他人資本(期末負債額)			元 金		
	金 (両. 分)	銀 (匁. 分)	(%)	金 (両. 分)	銀 (匁. 分)	(%)	金 (両. 分)	銀 (匁. 分)	(%)
貞享元	165.2	2.7	97.0	128.1		77.5	32.2	2.7	19.5
貞享2	261.1		98.9	175.1	5.0	67.1	83.2	10.0	31.9
貞享3	515.0		99.3	385.0		74.8	126.2	10.5	24.5
貞享4	268.0	25.6	100.0	150.0		56.0	118.1	10.5	44.1
元禄元	327.2	22.7	100.0	188.3		57.5	139.0	7.7	42.5
元禄2	339.2	21.1	100.0	110.0		32.4	229.2	21.1	67.6
元禄3	484.3		100.0	175.0		36.1	309.3		63.9
元禄4	700.1		100.0	252.0		36.0	448.1		64.0
元禄5	766.1		99.9	235.3		30.7	530.2		69.2

出典：「毎年惣勘定仕上帳」

- ・他人資本と元金を合算しても期末資本額にならない年度があるが、すべて原本数字のままとした。
- ・貞享元～元禄元年の他人資本については、預り金や買掛金の個別の小計を合算したものである。
- ・他人資本と元金にあるパーセンテージは各々期末資本に占める割合であるが、上記の理由から両者を合算しても必ず100%になるとは限らない。

貞享元―三年までの間は、六〇%台後半―七〇%台後半の高い割合で他人資本に頼っている。それが貞享四・元禄元年に五〇%台となり、その後は三〇%台まで減少している。もちろん元金の割合はその逆で、年々増加を示し、資産状況が健全な方向へ向かっていることがわかる。また金額そのものに注目してみると、期末資本の増加に比べて他人資本はさほど増大していない。貞享元年と元禄五年を比較すると、期末資本の増加が四・六倍、他人資本の増加が一・八倍である。一方、元金は一六・三倍と、もつとも増加が大きい。このことから他人資本を経営に組み込んで利益を生み出し、規模を拡大、これをくり返すことで元金の増加へと転換している玄三の姿が見出せる。その結果、元禄五年には元金が五三〇兩二分にまで増加した。それは全国的な市場形成から生じた経済興隆も背景にあるが、玄三の場合、主要な資金の借入先が長兄井田助右衛門（井田家へ養子）や次兄丸右衛門、母妙正（シホ）であることは見逃せない。⁽¹⁰⁾ 具体的な利子率などは不明であるが、容易に得ることのできる資金源が、身近に存在していたことは大きい。兄丸右衛門や弟安兵衛との共同行商も含め、人的にも資金的にも、玄三の行商は親兄弟に大きく支えられていた。⁽¹¹⁾

第二章 製薬業への転換

順調に元金の増加を見せていた玄三であるが、元禄六年（二六九三）から突如として京都の医師名古屋丹水の下へ⁽¹²⁾ 医薬修業に入る。なぜ医薬の道へ進もうとしたのか詳細は不明であるが、母シホの病気を治療した名古屋丹水に感銘し、また正野家四世宗悦は眼科医を営んでいた経緯もあることから、自らも医薬の道へ進もうとしたようである。すでに玄三この時三五歳である。元禄二年には妻ヨツ（町田助左衛門娘）を迎えており、元禄五年には長女キヨも誕生していた。⁽¹³⁾ これらのことから玄三の行動力と決断力をうかがえよう。

では玄三が医薬修業を行っている間、家計はどのように維持されていたのであろうか。玄三自身が行商を行うことは不可能であり、元禄六年は取引先各地の売掛金がまず回収されている。その上で翌元禄七年からは、親類縁者を主に対象とした貸付が実施され、この利息収入により生計が立てられることになった。元禄一〇年を見てみると、貸付額は不明であるが、利息収入が五六両一分あり、世帯人用五一両を一応上回っている。また玄三自身も元禄八年より修業のかたわら医薬にあたり、薬料収入を得るようになっていた。さらに元禄一〇年代になると玄三は手代（栗田三郎兵衛・石井加兵衛）を抱え、彼らが関東で行商を展開するにいたった。⁽¹⁴⁾

玄三が京都から日野へ戻り製菓業を開始したのは元禄一四年、四三歳とされる。医薬ではなく製菓業を主に営むにいたった理由は、医療機会に恵まれず命を落とす諸国の人々を、玄三は行商期に数多く垣間見てきたことによる。葉であればのような土地へも広めることが可能であり、より多くの人々を救うことができる考えた。⁽¹⁵⁾ 玄三は少なからず行商期より製菓業への転換を考えており、名古屋丹水との出会いがそれを可能としたと言える。また製菓業が実際に軌道に乗りだしたのは、元禄一六年からのものである。元禄一五年に薬部屋が建てられ、玄三は元禄一六年から、①期末在庫高を記した「永代店風牒」、②取引先別の原材料仕入高とその合計、諸経費（給金・造用高）を記した「買物仕入牒」、③治療代、合薬・薬種売上高の合計を記した「売高寄牒」の記載を始めている。これらの帳簿記載は享保二年（一七一七）まで毎年続いている。⁽¹⁶⁾

元禄一六～享保二年までの期末在庫高・仕入高・売上高・諸経費をそれぞれ見てみる（第3表）。初年と末年で比較すると、期末在庫高が三一・六倍、仕入高が六・〇倍、売上高が九・〇倍、諸経費が一五・〇倍となっており、経営規模が拡大されている様子がうかがえる。また元禄一六年時点では、仕入高と売上高に差はなく、むしろ仕入高の方が若干上回っていたが、享保二年では売上高の方が八四〇両二分多くなっている。仕入高よりも売上高の伸張がよいこと

第3表 期末在庫高・仕入高・売上高・諸経費

	期末在庫高		仕入高		売上高		諸経費
	金 (両・分朱)	銀 (匁・分厘)	金 (両・分朱)	銀 (匁・分厘)	金 (両・分朱)	銀 (匁・分厘)	金 (両・分朱)
元禄16	145.22		382.22	76.57	347.02		20.00
宝永元	298.02		473.12		570.12		45.00
宝永2	347.32	5.46	375.12		575.00	0.30	50.00
宝永3	442.10	10.50	556.20		790.12	3.15	70.00
宝永4	703.30		657.00		760.20		80.00
宝永5	715.20		594.32		918.10		80.00
宝永6	904.30			38,547.42	918.10	10.30	80.00
宝永7	1,355.00	3.00	1,382.10	6.19	1,381.10	6.20	100.00
正徳元	1,408.00		1,089.00	3.50	1,379.00		120.00
正徳2	1,713.10		1,126.00		1,773.12		150.00
正徳3	1,690.00		1,365.00		2,131.30		200.00
正徳4	2,369.00		2,348.00		2,883.00		300.00
正徳5	3,182.00		2,908.00		2,837.00		300.00
享保元	4,423.00		3,540.00		4,001.20		300.00
享保2	4,595.10		2,300.00		3,140.20		300.00

出典：「元禄十六癸未永代店風牒」・「元禄十六癸未買物仕入牒」・「元禄十六癸未売高寄牒」
 ・宝永6年仕入高銀38貫547匁4分2厘は金換算（金1両＝銀58匁）すると664両2分・銀6匁4分2厘となる。

から、経営は良好であったと言える。ちなみに取引先を見ると、仕入高の四〇～五〇%を堺の薬種業小西弥左衛門が占めており、その他には「紙屋」や「さし物屋」といった薬箱に関わる名前があがっている。⁽¹⁷⁾ また正徳二年（一七一〇）の売上高一七七三両一分二朱の内訳は、合葉が一六四三両で九二・七%、大坂・堺での薬種売が一三〇両一分二朱で七・三%となっている。⁽¹⁸⁾ このことから薬種を仕入れて調査し、合葉を売り捌く、製造卸商としての玄三を見出せよう。むしろこれらは玄三の行商経験が基礎となつてこそ、可能となつたことである。

次にどの程度の利益があがっていたのか、売上高利益率（当期期末在庫高と売上高を合算したのから、当期期首在庫高と仕入高を差し引きし、売上高で除したもの）を見てみる（第4表）。かなり上下が激しいが、平均すると三八・八%となる。同じく近江商人西川甚五郎家（当時の当主は四代

第4表 売上高利益率 (単位: %)

	正野玄三家	西川家江戸□店
元禄16	31.7	12.6
宝永元	43.8	(元禄14~ 宝永2年)
宝永2	43.3	
宝永3	41.6	14.6 (宝永3~7年)
宝永4	47.9	
宝永5	36.6	
宝永6	48.3	
宝永7	32.6	19.3 (正徳元~5年)
正徳元	24.9	
正徳2	53.7	
正徳3	34.9	
正徳4	42.1	
正徳5	26.2	21.2 (享保元~4年)
享保元	42.5	
享保2	32.2	

出典:「元禄十六癸未永代店風牒」・「元禄十六癸未買物仕入牒」・「元禄十六癸未売高奇牒」・『西川四百年史稿本』

- ・西川家江戸□店の売上高利益率は、各5(4)ヶ年分の平均値である。

目・五代目利助)の江戸□店と比較してみると、その差は歴然である。日本橋一丁目位置する西川家江戸□店は、元和元年(一六一五)に開設されたと伝えられ、江戸へ進出をはかった近江商人の出店の中でも先駆的な存在である。取扱商品は近江八幡の産物である畳表や蚊帳が中心で、大名屋敷が最大の取引相手であった。⁽¹⁹⁾しかし地域や規模の他諸条件は異なるが、商品に限って注目すると、当時、合葉・薬種の方が日用品である畳表や蚊帳よりも利益率の高い商品であったと考えられる。つまり行商から製造卸商への転換は、より高い利益率を生み出す商品への取り扱いの転換でもあった。業種転換には大きなリスクを伴うが、玄三の判断は的確であり、合葉・薬種の高い利益率とその経営を支え、元金増加をもたらしたと言える。

玄三は経営状況をどのように把握していたのであろうか。玄三は「永代勘定牒」に、当期期末在庫高と売上高を合算したのから、当期期末在庫高と仕入高、諸経費を差し引いた損益計算を、宝永元~享保二年まで先に述べた帳簿類と同様、毎年記している(第5表)⁽²⁰⁾。正徳元年に二二両、同五年に八四両の損失をわずかに出しているが、それ以外は毎年利益を得ている。ただし玄三は損益計算の際に、当期首在庫高・仕入高・諸経費に、それぞれ一割の利足を加算していた。この自己資本利子がどのように確保され、また使用されていたかは不明であるが、正徳五年まで加算は続いている。また玄

第5表 損 益

	金 (両. 分朱)	銀 (匁. 分厘)
宝永元	142.20	5.40
宝永 2	132.20	14.50
宝永 3	167.32	7.10
宝永 4	175.10	
宝永 5	125.12	
宝永 6	225.10	5.87
宝永 7	120.20	5.75
正徳元	-21.00	
正徳 2	529.12	
正徳 3	236.00	
正徳 4	509.30	
正徳 5	-84.00	
享保元	1,401.20	
享保 2	712.30	

出典：「元禄十六癸未永代勘定牒」

年々十兵衛ニ蔵ノ番頭ヲユツリ、金三八うしろ見也」と、蔵の番頭の仕事が金三郎から十兵衛へ譲られ、金三郎には後見人として通勤別家の道が与えられている。経営開始から約十年で職階制度らしきものが定められたと言える。

第三章 家訓の制定

初代玄三の元金は、宝永二年（一七〇五）にはじめて千両台の一八九両となり、そのわずか二年後の宝永四年には二千両間近の一九四四両にまで増加、その後もさらなる飛躍を見せた。この急成長が製薬業経営により支えられていたことは先にも述べたとおりである。なおこのような製薬業への邁進を促すきっかけには、宝永二年の玄三法橋拜

三の医業修業期から実施された手代行商でもこのことはみられる。各手代は独立採算制を取っていたが、資本は貸与形式であり、仕入金・為登金に一定の利足が加算されていた。⁽²⁾

さらに奉公人についてとりあげてみる。正徳二年に「金三郎薬之方ニ働キ有之故ニ是迄十一年相働キ申ニ給金五拾両年々ニ渡シ、外ニ又五拾両是迄之相働キよき故ニとらし、合百両ノ元金ヲ得サスル」と、十一年分の給金など合計百両が元金として、金三郎という人物へ渡されている。正徳二年で勤続十一年ということは、金三郎は玄三が製薬業を開始した当初からの奉公人であろう。なお「此すへも働キ申候へハ能クいたし遣ス、併此

命があった。朝廷から位を与えられたことが、玄三に意識変化を与えたのである。

宝永三年、玄三は「法橋家之医業ニ不相応ナルユヘニフカク是ヲ戒ムル也」として、米・油・干鰯などの相場取引は、この年よりやめることを決意している。相場取引は、必ずしもよい結果を生み出すとは限らず、損失も大きい。そのような危険な行為は、法橋という地位を得た以上、すべきではないと自らを律したと言える。さらにこの法橋意識は、五〇歳となった宝永五年に家訓という形で明確にされる。この家訓は「子四月廿一日ニ始ル」とされる分と、「戊子十月廿八日定」の二部構成になっている。⁽²²⁾

〔表紙〕
「子四月廿一日ニ始ル」

宝永五正野家訓」

※この二ヶ条は墨線にて抹消

一諸指引ニ付而正直ヲ根本ト可仕事

附リ相手ノ不向ノ指引事、我方ヨリ心まかせニ致シ遣シ申指引ニハ、必ス無理有之物也、我か分限を下方へ致シ遣ス指引ニ、又必ス無理有之候、ケ様之時弥以正直ヲ相守可申事

一金銀借用仕候共、自今以後ハ親子兄弟尊兄上へ金銀月詰メ物借用毛頭仕間鋪事

附リ当座借り借シハ其時之任勝^(手ニカ)可仕事

一近キ類家之借り金ハ心安ク存、すへくハ我か物之様ニ存候而如在有之者也、他人之金子者大切ニ存毎年返弁仕候故、無如在も金子ニ心煩仕候故ニ家業情出申者事^(マ)

一従弟ヨリ末ノ一門他人之金子ハ時之任勝手ニ借り用不苦事

近江商人の創業期の軌跡（本村希代）

一千鰯・繰綿・油・米惣而一切之相場商内ハ毛頭可為無用事

一家ノ業ハ調査也、上下共ニ此業昼夜情ニ入、無油断念入本道ニ調査可仕事

一今世間ニ時行出候トタント申米油之商売指引ハ一銭モ仕間鋪事

一金銀手ニ廻リ有之候ハ、正米ハ少ツ、買置可申事、是ハ利徳之誤ニて無之候、金子急用之時ハ何時ニても売
 払、金子ニ罷成り、自由ヲ達シ申故ニ許之者也、勿論小利ニても軽ク売払可申候、何時ニても五分ノ利分有之

時ハ早速売可申事、長もち必ス無用也、又多ク買申事無用也、我カ身上分限見合、千両ノ時ハ二百兩分、一万
 兩ノ身代ノ時ハ式千兩ト五分ケ一ヨリ多ク之買置ハ必ス無用之事

一今世間ニ時行申候大名借シ、随分情ニ入見合御取替可申上候、尤金高多ク借シ申間鋪候、大利徳有之物故ニ我
 カ分限ノ急キ大俗ニまよひ大借シいたし必ス身ヲ打、身上ヲつぶし申者今之世ニ数多有之、実ニ君子ノいたさ
 ぬ所也、是又我カ分限有高金子ヲ見合、五分ケ一ヨリ多クハ必無用ニ候、此間此年ハ大事もあるまひなど、
 凡夫ノあさましき根性ニてよもやにくれて、一夜ノ天災ヲ不知、後ニ悔ル事必然ノ事

一親子兄弟算外甥之金子外へ口入仕候ハ、先ノ借り主ヲ顕シ根本ヲ能々語り口入可仕候、尤手形ハ借り主ノ手
 形ヲ借シ屋へ直ニ可遣事

一教皇様御遺言之如ク、家居随分不奢候やうに家財も籠相成物ヲ用ひ、衣装も人ヨリハあしきものを着服可仕事、
 さいく御判形ノ御遺言御書ヲ拝見可仕事

右之趣、一万兩之身代ニ罷成候迄ハ急度無相違相守可申候、ケ様ニ相守リ縦身上悪敷成候共、無是非事と存すへ
 し

弥以正直ニ渡世ヲいたし心ヲ養ひ可申事

一法橋分上ニ不相応之義、口より申出し^(問鋪カ)□□候、勿論身ニふれ手にふれ一切ニ付而毛頭仕間鋪事

戊子十月廿八日定

一津壳置高四千百五拾兩分^(有カ)□□ ならし式拾三表八分口銭入テ

十月一ヶ月毎日上ケ一日もたるミなく

廿八日ハ式拾二表七分五リニ成ル

損米四百卅五表有

さるほとに氣毒ナルもの也、初メ取掛ル時ニ損も覚悟ノ前なれとも、相場状真に腸ヲ貫出候、割マルヨリモ心ア
シ、

猪之五郎名代ニシテトラスヘシト黑白取掛ルナレトモ、もはや吾レ一生涯ノ内此娑婆ニテ^(ハカ)□□問屋相場売買不仕候、
勿論問屋之相場ノ事ノ状不書候、然上ハ一生之此座ガ仕おさめ、何ほどの損参とも不苦候、又ハ徳あるとも不仕
候、今日限り也

津米天理ニ叶ヒ本ニ向ケハ則仕込申也、さなくハ立用迄入金して捨置也

向後ハ金銀ノかしモムサトセスタクハへ蔵入申也

自ラ子とも相手ニも一錢勝負セヌ事也

只御葉ト医業トヲ難有一生相守ル事也

まず四月二一日に制定された全一二ヶ条から見してみる。第一条では正直をもつて商売を行うこと、第二・三・四条

では資金を調達するにあたっての注意が述べられている。金銭借用の際に親類縁者へ甘えることを禁じているあたりは、玄三が独立行商を開始した際に記した「覚」と内容的に大差はない。しかし第五・七条では相場取引の禁止を掲げ、第六条では製薬業への精勤を説いている。本道から外れた相場取引に対して警告を発し、家業である調合薬に励むことが唯一の道であるとしている。

また第八・九条は墨線で抹消されているが、第八条は米の買い置き、第九条は大名貸しについてふれている。まず米の買い置きについては、「利得之訳ニテ無之候」とあるように、投機目的ではないとしている。至急金銭が必要な時は米を売れば現金化も可能であり、「自由ヲ達シ申故ニ許之者也」と、相場取引とは異なることが強調されている。一方大名貸しに関しては相場取引同様、宝永四年より近隣領主である仁正寺藩市橋家の取替金について「是迄御用ニ立申方多クハ必ス無用之事」と言及するなど、不必要な貸付から生じる損失に、玄三は危機意識を持っていた。「大徳有之物故ニ我か分限ノ急キ大俗ニまよひ大借シいたし必ス身ヲ打、身上ヲつぶし申者今之世ニ数多有之」と家訓中にあるように、程度をわきまえず利益に目がくらみ、大名貸しに没頭したことから身を滅ぼす者が当時多数存在したことは、三井高房が『町人考見録』で京都商人の没落事例を示したとおりである。京都で医薬修業をつんでいた玄三は、元禄期の好況に支えられた大名貸しの隆盛を目の当たりにしていたと思われる。しかしその衰退も十分把握しており、「一夜ノ天災ヲ不知、後ニ悔ル事必然ノ事」と、大名貸しのリスクの大きさを自ら実感していたと言えよう。しかし米の買い置き・大名貸しは共に危険性を含んだ取引であるにもかかわらず、身代の二〇%を越える出資を規制しているのみで、完全な禁止ではない。第五・六・七条と比較すると、首尾一貫性を欠いている。

そして第一〇条が口入貸付では貸し借りの相手をきちんと把握すべきであるとの留意、第一一条が質素儉約を旨とした父教泉（源左衛門）の遺言の厳守である。その上で玄三は、一万両の身代となるまではこの一一ヶ条を守るべき

であるとし、正直に渡世を送り、心を養うことが寛容だとした。最後の第二二条では、法橋としてあるまじき行動はどんな些細なことであってもすべきではないと締めくくっている。

さてこの全一二ヶ条で興味深いのは、一万両の身代が玄三に意識されていることである。製菓業を開始して以降、元金は急激に増しており、玄三の自信が一万両という文言にあらわれたと言えよう。手代を抱えるには百両の元金が必要と考えた行商期とでは、経営規模も大きく異なっていることが明らかである。なおこの家訓の中では、第六条に「家ノ業ハ調合業也」とあるように、それを可能とした製菓業への家業意識が大きく取り上げられている。そして正直を旨とし、法橋としての自覚を持ちつつ製菓業につとめるべきことが大事だとされた。しかし本業への精勤を誓いながらも、損失を被る危険性を含んだ米の買い置きや大名貸しに、玄三は決別することができなかった。

玄三の投機的行動は独立行商期より見られた。貞享三年（一六八六）には上田米一六石六斗を七〇両二分・四匁、桑名米一〇〇石を二〇両、それぞれ買い置きし、桑名米では一三両三分の損金を出している。また元禄五年（一六九二）には八〇両二分、同七年には七〇両、大坂米を買い置きするなど、玄三の投機熱は相当であった。家訓によると米の買い置きと相場取引では性質が異なることになっているが、それは説得性を欠く。十分な危機感を持ち、自らを法橋であると律しても、玄三の投機熱はさめることがなかったようである。そしてこのことが、後に大事件を招くことになった。

では一〇月二八日に定められた家訓を見てみる。これは自らが警告を発していた相場取引で、大損失を被ったことへの反省からなる。玄三は四一五〇両を米相場につき込んでいたが、予想は外れ、四三五俵の損米を出した。なお「毎年惣勘定仕上帳」に宝永五年の元金記載がないのは、この相場取引が原因となり惣勘定を実施しなかったため、損失は四四三両二分と計上された。宝永四年の元金が二千両間近であったことを考えると、四一五〇両は相当無理な

投機である。突然の医薬修業開始にも見られる玄三の大胆さは、時として負の方向へ向かうこともあったことがうかがえる。

さて玄三もこの損失にはさすがに生きた心地がしなかつたようである。相場取引については「一生之此座ガ仕おさめ」であり、「今日限り也」としている。また今後は金銀の貸付も不必要には行わず蔵に貯え、子供相手でも勝負事はせず、とにかく「只御葉ト医薬トヲ難有一生相守ル事也」と家業專一を説いている。しかし「津米天理ニ叶ヒ本ニ向ケハ則仕込申也、さなくハ立用迄入金して捨置也」とあるように、投機への望みはまだ捨て切れていなかったこともうかがえる。

ところが宝永六年、仁正寺藩市橋家への仕送りが回収不能となり、大名貸しでの大損失が現実のものとなる。その結果、市橋家の不良債権分八〇〇両が毎年「不定成物」として「毎年惣勘定仕上帳」の損失に加えられることとなった。さらに正徳三年（一七一三）には、市橋家の赤字三八〇両一匁・一匁二分を穴埋させられている。宝永六・正徳三年共に、これら損失のため、惣勘定は実施されていない。また正徳三年は、堺での葉種買い置きによる損失八〇両も存在した。

では玄三は相場取引や大名貸しに対し、どのような意識を持って取り組んでいたのであろうか。正徳三年の損失の後、玄三は次のように述べている。

大切ノ金子也、たとひまどハぬとてもくるしからぬ金子なれとも、一家ノ間かり也、見事ニいたし度存、相応相応に致了簡、まどひすへし、別而此年悦限なく候、若シ天ノ命ニ感徳せられハ此福ふた、び帰シテ家ヲ潤シ申さんと存、少シ悵心なく候

此年ハ勘定なくして空ニ存

天命ニあつかり来午ノ大晦日辛ヲ待

大切な金子ではあるが、了見さえしつかりしていれば何も動揺するようなことはない。もし天命にかなえば福は再び戻り、家を潤すことになる。そう考えればケチな心もなくなる。来年の良い結果を待つばかりである。玄三は一時的な損失を問題にしておらず、長期的な視点に立った家の存続を意識していた。家訓にみる米の買い置きや大名貸しへの規制は、玄三が自ら考えた了見の範囲であったと言える。しかし実際はその範囲を超えた取引を行っており、玄三の破天荒さを物語っている。それでも家業である製菓業そのものの経営は順調に進んでおり、損失の影響を受けていない。玄三の中には家業を遵守しようとする意識がきちんと根付いていたことがわかる。そしてそれを可能としたのは、家訓にも明記された法橋意識であろう。法橋意識は家業専一への意識、さらには家の永続へとつながっていたと言える。

おわりに

玄三は七四歳の享保一七年（一七三二）二月二五日に資産を子供達へ譲渡している。そこで玄三が子供達へ譲渡した資産内容について見てみよう（第6表）。

長男である名古屋伯由へは持屋敷四ヶ所、家質九ヶ所の合計不動産一三ヶ所が譲られた。医薬修業を終えてからも、玄三は名古屋丹水との関係を保っていたようで、長男は丹水の養子となり、享保一二年（一七二七）三月に名古屋の

第6表 資産譲渡

相続人	資産	銀(金)額	合計
伯由	堂嶋屋敷1ヶ所 堂嶋本町屋敷1ヶ所 京橋家質 近江屋勘兵衛家質2ヶ所 近江屋九左衛門家質2ヶ所 北津村家質2ヶ所 吉野屋庄次郎家質 (福島屋) 妙正家質	30貫目 7貫目 8貫目 16貫目 16貫目 8貫500匁 40貫目 10貫目	2258両1分・ 5匁
	京都富小路屋敷 京都堺町屋敷	--- ---	
猪之五郎	薬種蔵の有物・元蔵の有物・箱類・表店の有物・内証の人参加羅 その他	87貫226匁6分 600両	2053両3分・ 1匁4分
	日野屋敷家財	---	

出典：「惣指引留帳」

家を相続していた⁽²³⁾。伯由へはこれら不動産から取り立てた歩銀が、日野の薬店を通じて毎年送金されることになった⁽²⁴⁾。なおこれら不動産の取得経緯についてはよくわからない。おそらく取引のあった商人との貸借関係により、抵当流れで入ってきたものと考えられる⁽²⁵⁾。ただし富小路屋敷は享保一年、堺町屋敷は享保二一年にそれぞれ購入されており、これらは伯由の名古屋家相続を意識して、玄三が購入した屋敷のようである。富小路屋敷は伯由の屋敷の隣であった⁽²⁷⁾。そして長男が名古屋家の養子となったため、家業を継ぐことになったのは次男の猪之五郎であった。猪之五郎へは製菓業全般に関わるものが譲渡された。伯由が二二五八両一分・五匁、猪之五郎が二〇五三両三匁・一匁四分に相当する資産である。

さらに玄三は貸付金や買い置きの品物など合計四七二八両・四匁三分の資産運用を、伯由・猪之五郎の両名へ任せた。これらは殿様御用・合力・奉賀・変事などに向けた伯由・猪之五郎両名の非常用資産である⁽²⁸⁾。

この非常用資産と、伯由・猪之五郎それぞれへの譲渡分を合計すると、九千両余となる。つまり玄三はわずかの元金から行商をスタートし、一代にしてこの資産を築き上げたのである。

玄三の出発点は、多くの近江商人と同様、行商にある。親兄弟からの人的・資金的援助により経営規模を拡大することで、玄三は元金を増加させていった。これは他の近江商人の創業期と比較しても大差のないところであろう。²⁹しかし玄三が目指したのは開店ではなく、新たに製菓業を営むことであった。行商をやめて三五歳にして医薬修業に入り、製菓業を軌道に乗せたのは四〇歳を過ぎてからである。それでも製菓業への転換は、合菓・薬種の高い利益率などにより、好調な経営をもたらした。玄三の決断力は、才覚の一つとして見るべきであろう。

ところが玄三の大胆さは、利益は大きい、損失も大きい投機行動へと通じていた。経営規模が大きくなる中で、危機感を募らせていた玄三がとった行動は、製菓業への邁進を促し、自身の投機熱を冷却させることであった。そのきっかけとなったのが、宝永二年（一七〇五）の法橋拝命である。自らを法橋であると律することで、不相应な行動、つまり投機行動をやめようとしたのである。そして家訓を制定し、法橋意識と家業専一とを結びつけるにいった。結果として投機行動を断ち切ることはできなかったが、製菓業経営にみる好業績は、強固な家業意識により生み出されていたと言える。

このように正野玄三家の創業期は、製菓業への転換と法橋拝命が大きな転機となっていた。玄三の法橋意識が家業である製菓業への邁進を促し、宝永期以降にみられる元金の急激な増加と、その後の子供達への多額の資産譲渡を可能とした。その基礎となっているのは、もちろん玄三自身の行商経験である。なお正野玄三家では、四代玄三が明和四年（一七六七）、五代玄三が文化八年（一八一二）に、それぞれ法橋となっている。³⁰おそらく近世期は代々法橋拝命が踏襲されていたと考えられる。しかしこのことは、初代により形成された製菓業への家業意識が、その後の正野玄

三家の方向性をも決定づけたことを明確にするものである。

そして初代玄三がその生涯を閉じたのは、子供達に資産を譲渡した翌年、七五歳の享保一八年であった。

註

- (1) 正野玄三「万病感応丸——用法及起源——」(私家版、一九三九年)。
- (2) 滋賀県日野町教育会『近江日野町志』巻中(一九三〇年/臨川書店、一九八六年複製版、七〇三・七〇四頁)。
- (3) 柚庄章夫編『滋賀の葉業史』(滋賀県葉業協会、一九七五年)。
- (4) 近世近江商人史については数多くの研究蓄積がある。安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編『近江商人の経営遺産——その再評価——』(同文館、一九九二年)巻末の参考文献目録を参照されたい。また近年における創業期の近江商人研究については、末永國紀「創業期の近江商人」『近代近江商人経営史論』所収(有斐閣、一九九七年)・同「近江商人——現代を生き抜くビジネスの指針——」(中公新書、二〇〇〇年)の中で、小林吟右衛門家・西川甚五郎家・正野玄三家・市田清兵衛家・外村与左衛門家・外村宇兵衛家・中井源左衛門家・矢尾喜兵衛家の事例が取り上げられているほか、宇佐美英機・川島民親「近江商人川島宗兵衛家研究序説——その創業と経営活動——」(滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要)三五、二〇〇二年)がある。
- (5) 西川嘉男「元禄・享保期における前期的資本の動向——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」(『史林』四二号巻五、一九五九年)、脇田修「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野玄三家「惣勘定仕上帳」について——」(『誠史会「国史論集」、一九五九年)。
- (6) 「系譜帖」全「正野玄三家文書(史料番号なし)。
- (7) 「毎年惣勘定仕上帳」正野玄三家文書(史料番号〇四一〇一三三)。以後、特にことわりのないかぎりはこの史料による。なお「寛」については、脇田修氏が「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野玄三家「惣勘定仕上帳」について——」の註釈中に全文を紹介され、末永國紀氏が「創業期の近江商人」の中で検討を加えられている。
- (8) 「毎年惣勘定仕上帳」については、脇田修氏が「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野玄三家「惣勘定仕上帳」について——」の中で、期末時点での資本しか把握できず、年間を通じての動態は詳細がつかめないため、玄三の経営内容を追求するにはかなりの制約を有する史料であると指摘されている。また、脇田氏は本稿同様、「毎年惣勘定仕上帳」から元金の推移を同論文中に掲出されている。しかし正徳元年を三三三二両、正徳二年を三二五〇両とされている理由は不明である。なおこの記載は西川嘉男氏の「元禄・享保期における前期的資本の動向

- 近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」でも同様に見受けられ、さらに元禄二年も六九三兩と、本稿とは異なる数値になっている。
- (9) 前掲脇田「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野玄三家「惣勘定仕上帳」について——」。
- (10) 玄三の父源左衛門は貞享二年(一六八五)に死去する。なお家督は次兄丸右衛門が相続した。
- (11) 前掲末永「近江商人の創業期」。
- (12) 「序稀齡帖」滋賀県日野町教育会『近江日野町志』巻下(一九三〇年/臨川書店、一九八六年復刻版、五九六・五九七頁)。
- (13) 前掲「系譜帖 全」。
- (14) 前掲西川「元禄・享保期における前期的資本の動向——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」、前掲脇田「元禄・享保期近江商人の一経営——日野・正野玄三家「惣勘定仕上帳」について——」。手代の行商については「元禄・享保期における前期的資本の動向——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」に詳細が記されている。
- (15) 前掲「序稀齡帖」。
- (16) 「元禄十六癸未永代店風牒」(史料番号四六一二六七六)・「元禄十六癸未買物仕入牒」(史料番号四六一二六七七)・「元禄十六癸未売高寄牒」(史料番号四六一二六七八)すべて正野玄三家文書。ただし記載内容は年々簡略化される傾向にある。
- (17) 前掲「元禄十六癸未買物仕入牒」。
- (18) 前掲「元禄十六癸未売高寄牒」。
- (19) 西川産業株式会社編『西川四百年史稿本』(一九六六年)。
- (20) 「元禄十六癸未永代勘定牒」正野玄三家文書(史料番号四六一二六七九)。
- (21) 前掲西川「元禄・享保期における前期的資本の動向——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」。
- (22) 「宝永五正野家訓」正野玄三家文書(史料番号なし)。
- (23) 前掲「系譜帖 全」。
- (24) 「惣指引留帳」正野玄三家文書(史料番号四六一二六九九)。
- (25) 前掲西川「元禄・享保期における前期的資本の動向——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——」。
- (26) 「丁未歳金銀差引牒」正野玄三家文書(史料番号〇四一〇一三九)。
- (27) 「元文五庚申歳惣宣什物牒」正野玄三家文書(史料番号〇四一〇一四八)。

近江商人の創業期の軌跡(本村希代)

(28) ただしこの非常用資産については「不慥有物」であり、「時分悪敷故凡ソ損金多」く、実際の価値は半分程度だとしている。その上で毎年増減を改めることが命じられている。前掲「物指引留帳」。

(29) 前掲末永「創業期の近江商人」。

(30) 前掲『近江日野町志』巻下(五九八―六〇一頁)。

〔付記〕 本稿作成にあたっては、現当主一〇代正野玄三氏をはじめ、滋賀県 AKINDO 委員会、日野町教育委員会に大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。